

§ 3 公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査について

第1 落札された方へ

提出いただいた工事費内訳書を使用して、工事請負契約書第7条及び宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（以下「元下要綱」という。）第7条第2項に基づく一部下請負承認願（元下要綱様式－2）（以下「下請承認願」という。）と、元下要綱第7条第2項に基づく一部下請負確認書（様式－3）（以下「下請確認書」という。）、元下要綱第7条第9項及び第10項に基づく一部下請負確認書（様式－3－1）（以下「下請確認書」という。）、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書（様式－4）（以下「理由書」という。）、下請契約書確認書（様式－5）（以下「下請契約確認書」という。）、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式－6）（以下「施工体系図」という。）の記載内容等についての照査を行います。

第2 対象工事

施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を適用した全ての工事を対象とします。

ただし、入札時は下請企業等の記載は不要ですが、落札候補者となった場合は速やかに、下請企業、下請金額及び労務賃金調書を記載して提出してください。

第3 定義

① 「元請負人」とは、下請契約における注文者をいい、ひとつの工事が数次の下請契約により行われる場合は、宮城県から直接工事を請け負った者（以下「直接元請負人」という。）はもとより、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。

② 「下請負人」とは、下請契約における請負者をいい、ひとつの工事が数次の下請契約により行われる場合は、直接元請負人からその工事の一部を請け負った者はもとより、それに続くすべての下請契約における請負者をいう。

なお、直接元請負人からその工事の一部を請け負った者を一次下請負人、一次下請負人からその工事の一部を請け負った者を二次下請負人という。

第4 照査内容

直接元請負人が提出する下請承認願及び元下要綱第7条第2項に基づく下請確認書、理由書、下請契約確認書、施工体系図の記載内容について以下の（1）、（2）のとおり調査を行います。

また、別途、発注者が指定する工事については、最終変更請負契約締結後に直接元請負人に最終工事費内訳書（以下「最終工事費内訳書」という。）の提出を求め、失格判断基準4による元請下請関係適正化に関する以下の（3）のとおり調査を行います。

（1）工事請負契約書第7条に基づく下請承認の照査

- ① 提出していただいた工事費内訳書を使って、下請負額の妥当性について確認します。
- ② 工事費内訳書に記載のない新たな一次下請負人を下請しようとする場合、当該一次下請負人の下請承認について妥当性を確認します。
- ③ 宮城県建設工事競争入札参加心得第20第1項から第5項に規定する内容と照合し、妥当性を確認します。
- ④ 調査基準価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が、工事着手後に下請割合を大幅に増やしたいとする場合の妥当性を確認します。

（2）元下要綱に基づく元請・下請関係適正化の照査

- ① 直接元請負人が提出した下請契約確認書及び施工体系図に記載された下請負人について、元請・下請関係の確認を行います。
- ② 下請契約確認書に添付された下請契約書の写しに、元下要綱第3条第8項各号に掲げる事項が明記されていることを確認します。

(3) 工事費内訳書に基づく適正な元請下請関係の確認

- ① 最終工事費内訳書の1次下請負業者名と下請負金額が正しく記載されているか確認します。
- ② 最終工事内訳書により最終変更契約後の下請契約額について、失格判断基準4による確認を行います。

第5 判定方法等

(1) 下請負承認願と工事費内訳書の照合

- ① 工事費内訳書に記載されている下請負人名簿に、下請承認願の一次下請負人名があることを確認します。一次下請負人名がない場合はその理由書を提出していただきます。
また、大規模災害等の不測の事態による下請負人の変更等が必要となった場合は、その理由書を提出していただきます。
- ② 工事費内訳書に記載されている下請負人の予算額が、下請承認願における下請負代金額と概ね一致していることを確認します。下請負代金額が下請負人の予算額より低い場合はその理由書を提出していただきます。
- ③ 宮城県の指名停止期間中の企業を下請負人にすることは認められません。
- ④ 工事執行者があらかじめ下請け制限を指定した部分の下請負は認められません。
- ⑤ 当該工事の入札に参加した他の者を一次下請負人とする場合は、以下のいずれかを満足していなければなりません。
 - イ 下請部分が当該工事の一部工種であって、かつ下請負金額が請負代金額の概ね3割に満たないこと
 - ロ 下請部分について、直接元請負人が直接的に施工できない工事又は下請部分が特許工法による工事等で相応の理由があること
- ⑥ 直接元請負人が、直接元請負人の格付と同一又は上位の他の者を一次下請負人とする場合は、以下のいずれかを満足していなければなりません。
 - イ 下請部分が当該工事の一部工種であってかつ下請負金額が請負代金額の概ね5割に満たないこと
 - ロ 前記⑤ーロに該当すること
- ⑦ 調査基準価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が、工事着手後に下請割合を大幅に増やしたいとする場合は、以下のいずれかを満足していなければなりません。
 - イ 入札時における下請負予定額に対し、下請負額の増加分が工事請負額の概ね3割に満たないこと
 - ロ 下請負額の増額について、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由があること

(2) 下請契約確認書と下請契約書の写しの確認

- ① 宮城県の指名停止期間中の企業を下請負人に使用することは認められません。
- ② 当該工事の入札に参加した他の者を二次下請負人以降の下請負人とする場合は、前記(1)ー⑤のイ又はロのいずれかを満足していなければなりません。
- ③ 下請負人が直接元請負人の格付と同一又は上位の他の者を下請負人とする場合は、前記(1)ー⑥のイ又はロのいずれかを満足していなければなりません。
- ④ 元下要綱第3条第8項に掲げる以下の各号について、下請契約確認書に添付された下請契約書の写しに明記されていなければなりません。
 - イ 工事名
 - ロ 工事場所
 - ハ 工事内容
 - ニ 請負代金の額

- ホ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ヘ 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ト 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- チ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- リ 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ヌ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ル 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ヲ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
の時期
- ワ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- カ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ヨ 契約に関する紛争の解決方法

（３）工事費内訳書に基づく適正な元請下請関係の確認

最終変更請負契約締結後、当契約内容に対応した工事費内訳書を工事請負者に配布し、精算額の記載を求め、工事完成検査までに最終工事費内訳書の提出を求め、以下の確認を行います。

- ① 下請確認書、下請契約確認書及び施工体系図を活用することにより、提出された工事費内訳書の以下の事項が正しく記載されているか確認します。
 - イ 一次下請業者名
 - ロ 下請負金額
- ② 最終変更契約後の下請契約額について、失格判断基準 4 による確認を行い、最終的に適正な価格での下請負契約が行われているかを確認します。

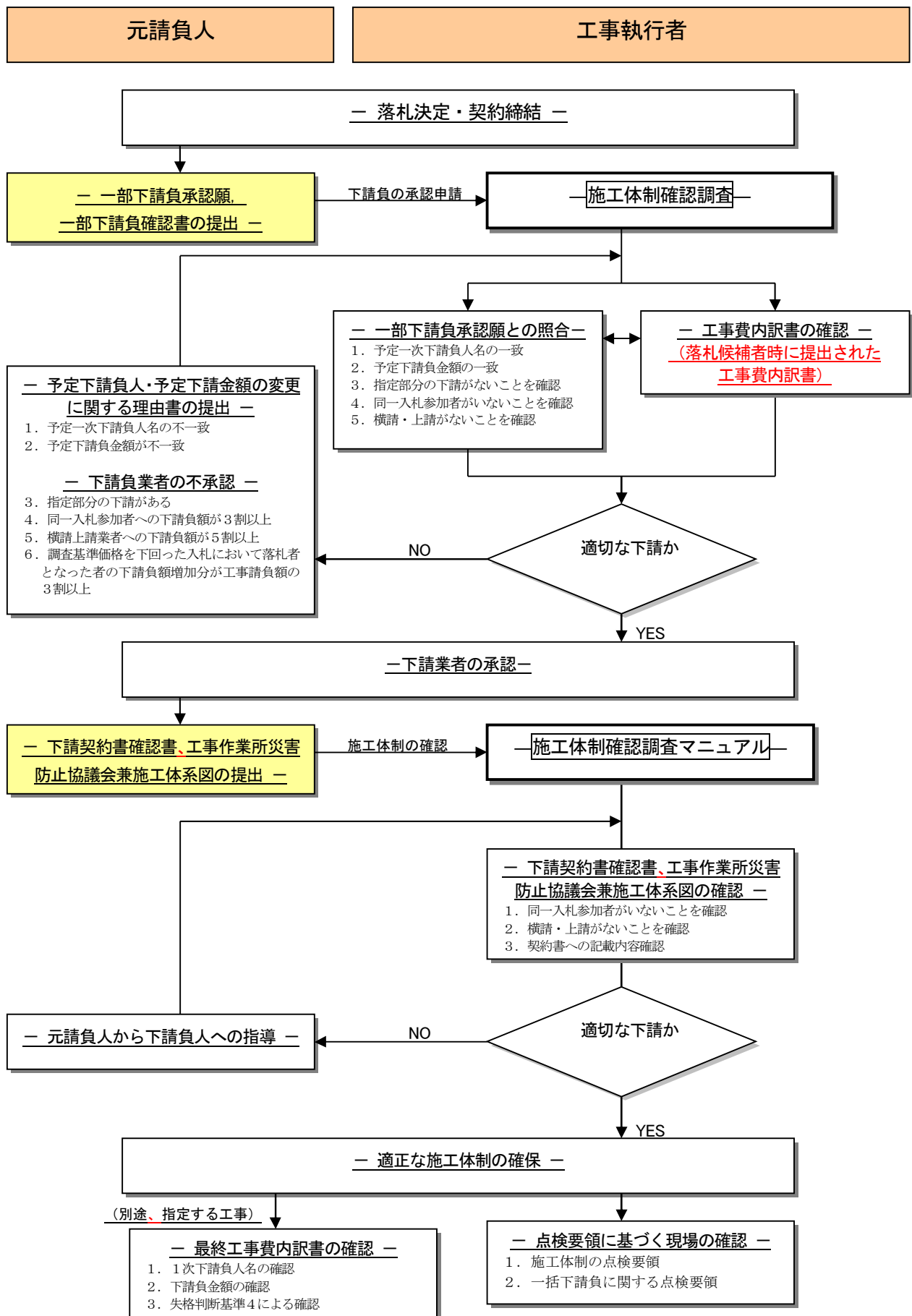
（４）理由書の提出期限

上記照査の結果、理由書の提出を求められた直接元請負人は、当該下請工事着手までに下請通知書の承認、又は下請契約確認書及び施工体系図の受理を受けるよう、すみやかに提出して下さい。

（５）宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱

一部下請負承認願等の様式は、土木部事業管理課のホームページに記載しています。

土木部事業管理課ＨＰ： <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/motoshitayokou.html>



施工体制確認調査の基本的な流れ